

茨城県青少年の 健全育成等に関する 条例のしおり



青少年の健全な育成に向けて
社会全体で
取り組んでいきましょう!

◆ 総則等 ◆

前文

次代の社会を担う青少年が、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立するとともに、若者が、社会における役割を担い、情熱を持ってその使命を果たしていくことは、県民すべての願いです。

この願いの実現に向けて、青少年が健全に成長するとともに若者がその使命を果たしていくためには、私たち一人ひとりが、青少年の模範となり、青少年や若者とのかかわりを認識して相互に協力しながらそれぞれの担うべき役割を果たしていく必要があります。

このため、県、県民、事業者等が一体となって、青少年の健全育成等について、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、条例を制定するものです。

目的（第1条）

この条例は青少年の健全育成等について、次のことを目的としています。

- ◆ 青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
 - 青少年の健全な育成と若者の活動の支援について基本理念を定める。
 - 県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者の責務等を明らかにする。
 - 青少年の健全育成と若者の活動の支援に関する施策の基本となる事項を定める。
- ◆ 青少年を取り巻く社会環境を整備する。
- ◆ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護する。

● 青少年の健全育成 ● 若者の活動の支援

基本理念（第2条）

- ◆ 青少年の健全な育成は、青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ自立した個人としての自己を確立できるよう、青少年の発達段階に応じて行われなければなりません。
- ◆ 活力に満ちた地域社会の実現のために若者が行う活動の支援は、若者が、若者の活動に積極的に取り組み、その能力を発揮できるよう行われなければなりません。
- ◆ 青少年の健全な育成及び若者の活動の支援は、県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者が、それぞれの果たすべき役割に応じて、相互に協力しながら一体的に行われなければなりません。

※ 「青少年」とは、「概ね18歳に達するまでの者」を想定しています。

ただし、罰則等を伴う規定を設けていることから、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制について規定した条文においては、「青少年」を「18歳に達するまでの者」と規定しています。

※ 「若者」とは、「概ね18歳以上概ね30歳未満の者」を想定しています。

※ 「若者の活動」とは、身近な地域の行事や地域の防犯・防災に関わる活動、ボランティアなどをいいます。



県の責務（第3条）

県は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有します。

県民の責務（第4条）

県民は、基本理念にのっとり、次のことを行うよう努めなければなりません。

- ◆ 青少年のための良好な環境を整備する。
- ◆ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を守る。
- ◆ 若者の活動の支援を積極的に行う。

※ 「県民」とは、国籍を問わず、茨城県内に居住する者を指し、自然人のほか法人も含まれます。

保護者の責務（第5条）

保護者は、基本理念にのっとり、次により青少年を監護し、教育するよう努めなければなりません。

- ◆ 青少年を健全に育成することについて第一義的責任を有するものであることを自覚する。
- ◆ 青少年の健全な育成について理解する。

※ 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護するものをいいます。

青少年育成者の責務（第6条）

青少年育成者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ、その職務又は活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければなりません。

※ 「青少年育成者」とは、学校の関係者その他の青少年育成に携わる者をいいます。

事業者の責務（第7条）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

青少年及び若者の努力（第8条）

青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、社会的に自立した個人として成長するよう努めなければなりません。

若者は、社会におけるその役割と責任を自覚するとともに、若者の活動に積極的に取り組むよう努めなければなりません。

◆ 青少年の健全な育成等に関する施策 ◆

基本計画（第10条）

知事は、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する基本的な計画を定めなければなりません。

推進体制の整備（第11条）

県は、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めます。

優良興行及び優良図書等の推奨（第12条）

知事は、興行又は図書等の内容が、青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを優良興行又は優良図書等として推奨することができます。

※ 優良興行及び優良図書等の推奨に関する申し出については、P.11第42条を御参照ください。

◆ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制 ◆

有害図書等の指定及び販売等の禁止（第16条）

有害図書等を、青少年に販売、頒布、贈与、交換、貸付けをしてはなりません。また、閲覧、視聴、聴取をさせてはなりません。



【罰則】 図書等の販売等業者が違反した場合：30万円以下の罰金

有害図書等とは？

有害図書等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。



個別指定図書等

- ◆ 図書等の内容が、以下に該当すると認められるものを知事が個別に指定します。（※申し出については、P.11 第42条を参照）
 - 著しく青少年の性的感情を刺激するおそれがあるもの
 - 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせるおそれがあるもの
 - 著しく青少年の犯罪や自殺を誘発するおそれがあるもの
 - 著しく青少年の心身の健康を害するおそれがあるもの

※指定図書など詳しくはHPをご確認ください。

茨城県有害図書

検索

包括指定図書等

- ◆ 知事が個別指定しなくても、以下に該当する場合、自動的に有害図書等と見なされる包括指定図書等になります。
 - 書籍等又は雑誌で、人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の写真、絵（まんがを含む）が以下のいずれかに当たるもの
 - ・ ページ総数の5分の1以上を占めるもの
 - ・ 20ページ以上のもの（指定例）・男性向け成人誌
・レディースコミック（女性向け成人誌）
 - ビデオテープ・DVDで、人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の映像が、合わせて3分を超えるもの
 - 人の全裸、半裸などでのひわいな姿態等の写真、絵（まんがを含む）、又はそれらの印刷物

有害図書等の陳列場所の制限等（第17条）

- ◆ 図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列するときは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができ一定の場所に、規則で定める方法により、他の図書等と区分して置かなければなりません。
- ◆ 図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該有害図書等が青少年に販売等を行うこと、閲覧、視聴、聴取をさせることが禁止されている旨を掲示しなければなりません。
- ◆ 図書等の販売等業者は、人の全裸、半裸などでのひわいな姿態やそれらに準じる姿態等の写真、絵（まんがを含む）を表紙とする図書等を陳列するときは、表紙が店舗の外部から見えない場所に置くよう努めなければなりません。



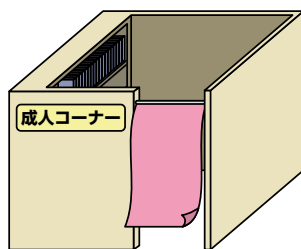
【罰則】 図書等の販売等業者が有害図書等の陳列場所の変更や青少年への有害図書等の販売等が禁止されている旨の掲示の命令に従わなかった場合：30万円以下の罰金

規則で定める有害図書等の区分陳列の方法等について

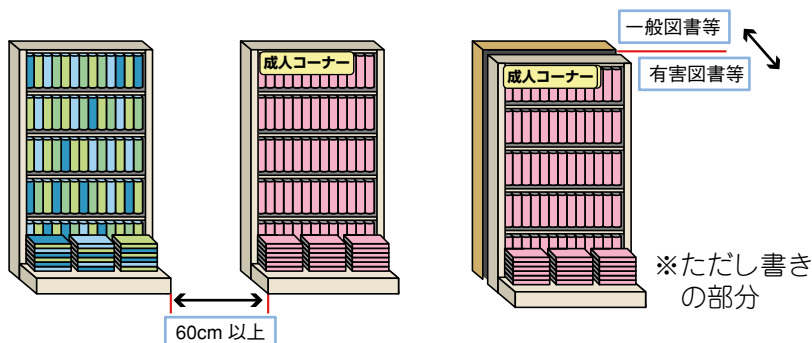
有害図書等の区分陳列方法

「規則で定める方法」とは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、以下のいずれかの方法で、他の図書等と区分して置かなければならないことをいいます。

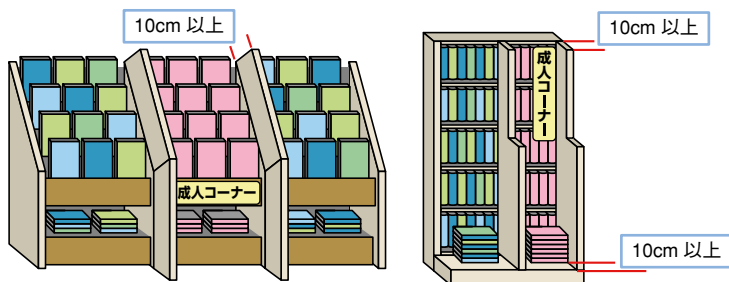
- ◆ 有害図書等を、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に陳列する方法。



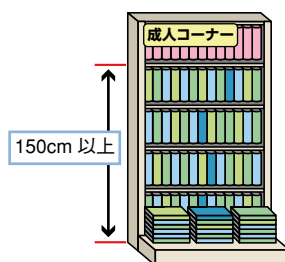
- ◆ 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。



- ◆ 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものとする。）を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法。



青少年への販売等を禁止する旨の掲示方法

上記のいずれかの方法による区分陳列に加え、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、以下のように、有害図書等が青少年に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されている旨を掲示しなければなりません。

掲示の例

このコーナーの図書等は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の規定により、青少年（18歳未満）に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されております。

有害器具等の指定及び販売等の禁止（第18条）

がん具、器具、刃物の販売・貸付業者は、大人のおもちゃ、使用済みの下着、クロスボウ（洋弓銃）、一定基準以上のエアソフトガンやバタフライナイフ等、青少年に有害な器具等を青少年に販売又は貸付けしてはなりません。

また、何人も、正当な理由なく、青少年に有害な器具等を青少年に販売、貸付け、又は所持をさせてはなりません。

※「何人」とは、年齢を問わず、県民や、旅行者、滞在者など、現に茨城県内にいるすべての人（法人を含む。）を指します。

※指定器具など詳しくはHPをご確認ください。



茨城県有害器具

検索



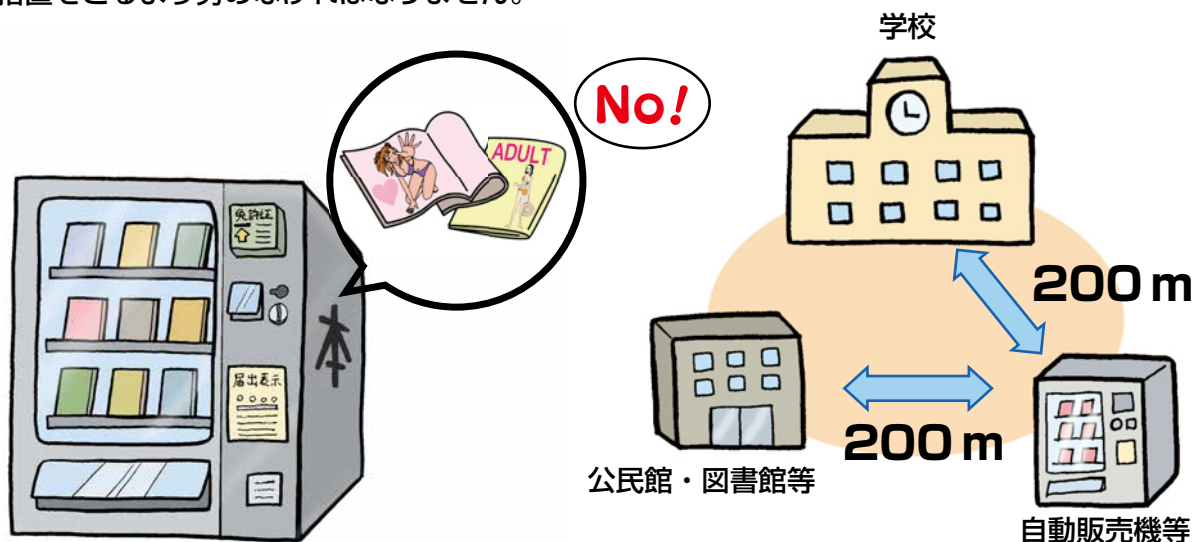
【罰則】 特定器具等の販売等業者が違反した場合：30万円以下の罰金

自動販売機等による図書等の収納の制限等（第19～28条）

雑誌・ビデオ等の図書等や特定器具（がん具）等の自動販売機等を設置するときは、市町村への届出が必要です。また、設置する自動販売機等ごとに、管理者を置かなければなりません。（ただし、自動販売等業者の住所又は所在地と同一の市町村に設置する自動販売機等については、この限りではありません。）

なお、自動販売機等に有害図書等や有害器具（がん具）等を収納してはなりません。

自動販売機等は、学校、公民館、図書館等の施設の敷地の周囲から200m以内の区域には設置しないよう努めなければなりません。また、設置した自動販売機等には、中の陳列物が容易に見えないようにする措置をとるよう努めなければなりません。



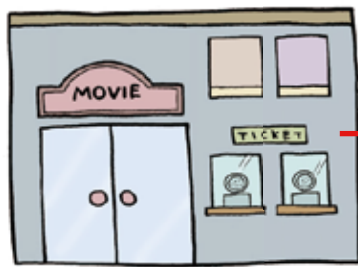
【罰則】 自動販売等業者又は自動販売機等管理者が違反した場合

- 設置・変更・廃止に係る届出違反については30万円以下の罰金
- 有害図書等の収納違反については6月以下の懲役*又は50万円以下の罰金
- 有害図書等の除去命令違反については50万円以下の罰金
- 自動販売機等の撤去命令違反については6月以下の懲役*又は50万円以下の罰金

※刑法の改正に伴い、令和7年6月以降は拘禁刑へと変更になります。

有害興行の指定及び観覧の禁止（第15条）

著しく青少年の性的感情を刺激する、粗暴性・残虐性を生じさせる、犯罪や自殺を誘発する、心身の健康を害するなどにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるとして、知事が指定した有害興行（映画等）を青少年に観覧させてはなりません。



横25cm
縦50cm
ただし上映（上演）中の「
育成等」は、茨城県青少年の健全
有害興行として指定されましたの
りいたします。

※ 興行者は入口の見やすいところに必ず掲示しなければなりません。

- ！
- 【罰則】 興行者が違反した場合
- 観覧させた場合：20万円以下の罰金
 - 掲示しなかった場合：10万円以下の罰金

有害広告物の措置命令（第29条）

著しく青少年の性的感情を刺激する、粗暴性・残虐性を生じさせる、犯罪や自殺を誘発する、心身の健康を害するなどにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある広告物については、知事が除去又は内容変更を命ずることができます。

- ！
- 【罰則】 命令に従わなかった場合：20万円以下の罰金

指定薬品類等の販売等の禁止（第30条）

何人も、青少年に対し、薬品類等（シンナー、接着剤等）を、乱用するおそれがあることを知って販売したり、乱用することの勧誘や強要をしてはなりません。

- ！
- 【罰則】 薬品類等の販売業者が違反した場合：20万円以下の罰金
それ以外の者が違反した場合：10万円以下の罰金

質物の受入れ及び古物の買受けの禁止（第31条）

質屋営業法に規定する質屋又は古物営業法に規定する古物商は、青少年から物品を質にとって金銭を貸し付けたり、古物を買受けしてはなりません（保護者の委託・同意のあるとき、その他やむをえない理由があるときを除きます）。

- ！
- 【罰則】 質屋又は古物商が違反した場合：20万円以下の罰金

有害行為のための場所提供等の禁止（第32条）

何人も次の有害行為が青少年に対してなされたり、青少年が有害行為を行うことが分かっている、場所を提供したり、あっせんしてはなりません。

＜有害行為＞

- ◆ みだらな性行為又はわいせつ行為
- ◆ 入れ墨を施し、又は受けさせる行為
- ◆ 使用済みの下着の売り渡し
- ◆ 飲酒、喫煙、賭博、暴行
- ◆ シンナー、覚せい剤等の薬物の使用

- ！
- 【罰則】 旅館業、風俗営業等の事業者が違反した場合：50万円以下の罰金
それ以外の者が違反した場合：30万円以下の罰金

【関係法令】

＜二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律＞

酒類・たばこの満20歳未満の者への販売は禁止されています。【罰則】 業者が違反した場合：50万円以下の罰金

深夜外出の制限（第33条）

保護者は、深夜に青少年を外出させないよう努めなければなりません。

また、何人も、保護者に事故があった場合など正当な理由がある場合を除き、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはなりません。

深夜に営業を行う事業者は、施設内または敷地内にいる青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

※ 「深夜」とは午後11時から翌日の午前4時までをいいます。

午後11時から
翌日午前4時



まだ11時だし
帰らなくてもいいだろう?

!

【罰則】 青少年の連れ出しなどの違反をした場合：30万円以下の罰金

深夜における興行場等への入場の禁止（第34条）

興行者等のうち、規則で定める映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、深夜に青少年を入場させてはなりません。また、入口の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を掲示しなければなりません。

横 25cm
茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

※ 規則で定める興行者等は、入口の見やすいところへ掲示しなければなりません。

縦 50cm



親が一緒でも
ダメなのか...

午後11時から
翌日午前4時

!

【罰則】 規則で定める興行者等が違反した場合

- 深夜に青少年を入場させた場合：30万円以下の罰金
- 掲 示 を し な か っ た 場 合：10万円以下の罰金

みだらな性行為等の禁止（第35条）

何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはなりません。

また、何人も、青少年にわいせつ行為をさせたり、みだらな性行為又はわいせつ行為を教えたり、見せてはなりません。



【罰則】違反した場合

- 青少年に対し、みだらな性行為をした場合、又は青少年に対し、わいせつ行為をしたり、させた場合：**2年以下の懲役*又は100万円以下の罰金**
- 青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為を教えたり、見せた場合：**1年以下の懲役*又は50万円以下の罰金**

【関係法令】

〈児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律〉

対償を供与し、又はその供与の約束をして、児童（18歳未満の者）と性交等をする事（児童買春）は禁止されています。

【罰則】違反した場合：**5年以下の懲役*又は300万円以下の罰金**

〈児童福祉法〉

児童（18歳未満の者）に淫行（みだらな性行為）をさせる行為は禁止されています。

【罰則】違反した場合：**10年以下の懲役*若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科**

〈インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律〉

いわゆる「出会い系サイト」を利用して、児童（18歳未満の者）を性的行為や援助交際の相手方となるよう勧誘をする書き込みを行うことは禁止されています。

【罰則】違反した場合：**100万円以下の罰金**

児童ポルノ等の提供の求めの禁止（第35条の2）

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはなりません。



【罰則】以下の方法で提供を求めた場合：**30万円以下の罰金**

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めた者
- ② 青少年を威迫し、欺き又は困惑させる方法で提供を求めた者
- ③ 対償（お金や物など）を渡し、又はそれを約束するなどの方法により提供を求めた者

【関係法令】

〈刑法〉

16歳未満の者に対して、性交等をする姿や性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求することは禁止されています。

【罰則】違反した場合：**1年以下の懲役*又は50万円以下の罰金**



※刑法の改正に伴い、令和7年6月以降は拘禁刑へと変更になります。

入れ墨等の禁止（第36条）

何人も、青少年に対し、入れ墨をしたり、させたり、又は、これらの行為をあっせんしてはなりません。



【罰則】違反した場合：50万円以下の罰金

青少年が一時的な好奇心で入れ墨を入れると、容易に消すことができなかつたり、消すために多額の費用がかかるなどして、後悔するおそれがあります。

No!



入れなければよかったな…

使用済みの下着の買受け等の禁止（第37条）

何人も、青少年から使用済みの下着を買い受けたり、売却の委託を受けたり、交換したり、売買をとりもったりしてはなりません。



【罰則】違反した場合：30万円以下の罰金

非行助長行為の禁止（第38条）

何人も、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘、強要したり、次の行為を行わせる目的をもって金品などを提供したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはなりません。

- ◆ みだらな性行為又はわいせつ行為
- ◆ 入れ墨を施し、又は受けさせる行為
- ◆ 使用済みの下着の売り渡し
- ◆ 飲酒、喫煙、賭博
- ◆ シンナー、覚せい剤等の薬物の使用
- ◆ 家出
- ◆ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺
窃盗、強盗、器物損壊、逮捕、監禁等



【罰則】違反した場合：1年以下の懲役^{*}又は50万円以下の罰金

※刑法の改正に伴い、令和7年6月以降は拘禁刑へと変更になります。

インターネット利用環境の整備（第39条）

学校やインターネットカフェなどが、インターネットを利用できるパソコンなどを青少年に利用させる場合は、フィルタリングソフト（※1）などを使って、青少年に有害情報（※2）を閲覧・視聴させないようにしなければなりません。

家電品販売店や携帯電話販売店など、スマートフォン・携帯電話やゲーム機等のインターネットを利用できる機器の販売者やプロバイダーは、有害情報を青少年が閲覧・視聴することがないように、フィルタリングソフトなどの必要な情報を提供するように努めなければなりません。

【用語解説】 ※1 フィルタリングソフト： 有害なウェブサイトを青少年に見せないようにするためのソフトウェア

※2 有害情報： 著しく青少年の性的感情を刺激する、粗暴性・残虐性を生じさせる、犯罪や自殺を誘発する、心身の健康を害するおそれがあるなどの情報

【関係法令】

〈青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〉

- ◆ 事業者（携帯電話会社（格安スマートフォン会社も含む）と契約代理店）の義務
 - 契約締結者または携帯電話端末等（スマートフォン・携帯電話など）の使用者が青少年であるかの確認をすること。
 - 保護者または青少年に対し、青少年が有害情報を閲覧するおそれがあること、フィルタリングの必要性や内容について説明すること。
 - 青少年が使用する携帯電話端末等の契約を行う場合、原則フィルタリングサービスを提供すること。また、契約とセットで販売する携帯電話端末等は、原則フィルタリングが使えるよう設定すること。
- ◆ 保護者の責務
 - 青少年が利用する携帯電話端末等を購入する場合は、その旨を事業者に出すこと。
 - スマートフォン・携帯電話、ゲーム機などを使って青少年がインターネットを利用する場合には、フィルタリングソフトを利用するなど適切に管理すること。



事業者の努力（第14条）

興行者（映画館）、図書等の販売等業者等のほか、物品の販売又は役務を業とする事業者は、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければなりません。

推奨・指定・命令に関する申出（第42条）

何人も、次のことをすることが適当であると認めるときは、その旨を知事に申し出ることができます。

- 優良興行・優良図書等の推奨
- 有害興行・有害図書等・有害器具等の指定
- 有害興行の指定の取り消し
- 有害広告物の除去・内容変更命令

立入調査等（第44条）

この条例の徹底を図るため、立入調査員は、条例により義務を課されている営業所に立ち入り、調査をしたり、その業務について資料の提供を求めることができます。



【罰則】 立入調査を拒んだり、資料の提出や質問を拒むなどした場合：10万円以下の罰金

青少年に対し、条例に違反する行為を行った場合、相手が青少年（18歳未満）であることを知らなかったからといって免責されるものではありません。

次のような場合が当てはまります。

誰でも…

- 青少年に対して指定薬品類を乱用のおそれがあると知りながら販売したり、乱用することの勧誘や強要をした（第30条）
- 青少年に対して有害行為（みだらな性行為、飲酒、喫煙、入れ墨、シンナー、薬物の使用等）が行われると知りながら場所を提供した（第32条）
- 青少年を正当な理由なく深夜に連れ出した、同伴、とどめた（第33条）
- 青少年に対してみだらな性行為やわいせつ行為をした（第35条）
- 青少年に対して入れ墨を入れた（第36条）
- 青少年から使用済みの下着を買い受けた（第37条）
- 青少年の非行又は不良行為を助長した（第38条）

業者が…

- 青少年に対して有害興行を観覧させた（第15条）
- 青少年に対して有害図書等を販売、視聴、聴取させた（第16条）
- 青少年に対して有害器具を販売した（第18条）
- 青少年から正当な理由なく物品を質にとって金銭を貸し付けたり、古物を買収した（第31条）
- 青少年を深夜に映画館やカラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェに入場させた（第34条）

相談窓口

1 こころの悩み等に関する相談

- いばらきこころのホットライン（9時～12時／13時～16時）
心の問題に関する電話相談を受けています。
月～金 **029-244-0556** ※祝祭日・12/29～1/3を除く 土・日（フリーダイヤル）**0120-236-556**
- 精神保健福祉センター 水戸市笠原町993-2
思春期の心の問題、薬物など依存症に関する問題の相談を受けています。（面接相談は予約制）
月～金 **029-243-2870** ※祝祭日・12/29～1/3を除く
- 保健所
精神に関する医療・治療、社会復帰などの様々な相談を受けています。
中央保健所 **029-241-0571** 潮来保健所 **0299-66-2174** つくば保健所 **029-860-6002**
ひたちなか保健所 **029-265-5647** 竜ヶ崎保健所 **0297-62-2367** 筑西保健所 **0296-24-3965**
日立保健所 **0294-22-4196** 土浦保健所 **029-821-5516** 古河保健所 **0280-32-3068**
- ひきこもり相談支援センター（9時～18時）筑西市西方1790-29
専門コーディネーターが相談に応じるほか、適切な関係機関へつなぎます。
火～土 **0296-48-6631** ※祝祭日・12/29～1/3を除く

2 悩み事の相談

社会や家庭・学校生活に対する不満、いじめ、不登校、ひきこもりなどに関して、子どもたちからの相談を受けています。

- 子どもホットライン
TEL **029-221-8181**（毎日24時間）
FAX **029-302-2166**
E-Mail **kodomo@edu.pref.ibaraki.jp**
- 茨城いのちの電話
つくば TEL **029-855-1000**（24時間）
水戸 TEL **029-350-1000**（24時間）
※ただし、毎月29日から末日までと月に数日（不定期）は22時から翌8時まで休止
フリーダイヤル **0120-783-556**（毎日16：00～21：00、毎月10日8：00～翌朝8：00）
LINE相談 **@ibaraki-inochi-sns**（第1～4日曜16：00～19：50、第2火曜12：00～15：50）
- 児童相談所（月～金：8時30分～17時15分）
中央児童相談所 TEL **029-221-4150**
日立児童相談所 TEL **0294-22-0294**
鉾田児童相談所 TEL **0291-33-4119**
土浦児童相談所 TEL **029-821-4595**
筑西児童相談所 TEL **0296-24-1614**

3 教育・子育ての相談

子どもの教育や子育てに関して、様々な相談を受けています。

- 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター
● 対象：児童生徒・保護者・地域の方々・教職員
● 相談内容：いじめ等に関する相談、情報提供
● 県内5ヶ所の教育事務所で相談を受けています。
水戸 TEL **029-221-5550**
県北 TEL **0294-34-4652** 月～金 9時～17時
鹿行 TEL **0291-33-6317** ※祝日・年末年始を除く
県南 TEL **029-823-6770**
県西 TEL **0296-22-7830**
- 発達が気になるこどもの教育相談
● 対象：幼児児童生徒・保護者・教職員
● 相談内容：発達が気になるこども・教職員に関する相談
● 茨城県教育研修センターで相談を受けています。
TEL **0296-78-2777**
（月～金：9時30分～16時30分）※休日及び12/29～1/3を除く
- こどもの教育相談
● 対象：幼児児童生徒・保護者・教職員
● 相談内容：家庭・学校生活上の様々な相談
● 茨城県教育研修センターで相談を受けています。
TEL **0296-71-3870**※休日及び12/29～1/3を除く
（月～金：8時30分～20時、土：8時30分～17時）
FAX **0296-71-3870**（毎日24時間）
E-Mail **7830@center.ibk.ed.jp**（毎日24時間）
来所相談 茨城県教育研修センター内（笠間市平町1410）
（要予約）**0296-78-3219**（月～金：9時～16時30分）
※休日及び12/29～1/3を除く

詳しくは、
青少年と保護者のための相談窓口一覧
（茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課HP）

4 非行や犯罪被害等の相談

- 茨城県警察少年サポートセンター（少年相談コーナー）（月～金：9時～17時 ※祝日・年末年始を除く）
TEL **029-231-0900**
E-Mail **keishonen@pref.ibaraki.lg.jp**

茨城県青少年の健全育成等に関する条例についてのお問い合わせは

茨城県青少年家庭課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6
TEL **029-301-2183**
FAX **029-301-2189**
HP：[茨城県青少年健全育成条例]で検索
E-mail：**seishonen@pref.ibaraki.lg.jp**

各県民センター

● 県北県民センター県民福祉課
〒313-0013 常陸太田市山下町4119
TEL **0294-80-3322**
● 県南県民センター県民福祉課
〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26
TEL **029-822-7038**

● 鹿行県民センター県民福祉課
〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3
TEL **0291-33-4110**
● 県西県民センター県民福祉課
〒308-8510 筑西市二木成615
TEL **0296-24-9074**